

**平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(賃貸住宅における省CO2促進モデル事業) 公募要領**

【二次公募】

平成28年7月
一般社団法人低炭素社会創出促進協会

一般社団法人低炭素社会創出促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省CO2促進モデル事業）の交付を受け、賃貸住宅の低炭素化を図り環境性能の表示により広く周知を図るに当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための技術等を導入する事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省CO2促進モデル事業））を交付する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省CO2促進モデル事業）交付規程（平成28年4月11日低炭社協第2804111号）（以下「交付規程」という。）に従って補助事業の交付申請手続等を行ってください。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分にご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

本公募要領や交付規程等で定められる義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すことがあります。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 協会から各種申請や報告について資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応が得られない場合、交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 協会から補助金の交付決定を通知する前において契約・発注等を行った経費については、原則、補助金の交付対象とはなりません。事業開始は、交付決定日以降となります。また、平成28年度の事業完了期限は平成29年1月31日です。
- 7 交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 8 補助事業にかかわる資料等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 9 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 10 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、

補助事業の表示が必要です。

公募要領目次

1. 補助金の目的
2. 補助事業の内容
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法
6. 問い合わせ先

別添（補助対象経費の範囲）

別表第1

別表第2

別表第3

○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

・ 応募時提出書類一覧

（参考資料）

- ・ 所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項

1. 補助金の目的

<目的>

本補助金は、賃貸住宅市場への低炭素性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、低炭素型賃貸住宅を選好する機運を高め、自発的に市場全体の低炭素化を図り、家庭部門での二酸化炭素の排出量を大幅に抑制することを目的としています。

<留意点>

事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量等の実績を報告していただくこととなります。

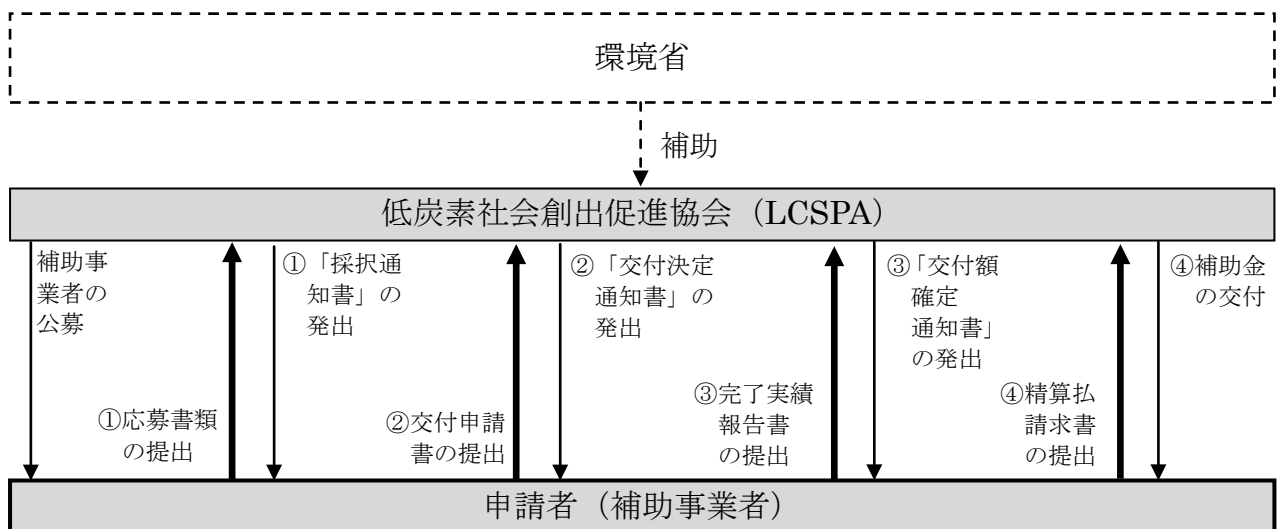
<注意事項>

本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（賃貸住宅における省CO₂促進モデル事業）交付要綱（平成28年4月1日環地温発第16040122号。以下「交付要綱」という。）及び賃貸住宅における省CO₂促進モデル事業実施要領（平成28年4月1日環地温発第1604018号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は本公募要領の「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

<事業スキーム>



- ① 請者は、期限までに「応募申請書」等の応募書類を協会へ提出してください。
→協会は、応募書類を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「採択通知書」を発出します。
- ② 「採択通知書」を受領した申請者は、速やかに「交付申請書」を協会に提出してください。
→協会は、「交付申請書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」を発行します。
- ③ 「交付決定通知書」を受領した申請者（この時点で「補助事業者」という。）は、速やかに補助事業を実施し、事業完了後、期限内に「完了実績報告書」を協会に提出してください。
→協会は、「完了実績報告書」を受け付け、審査し適切であると認められる補助事業者に対し、「交付額確定通知書」を発出します。
- ④ 「交付額確定通知書」を受領した補助事業者は、速やかに「精算払請求書」を協会に提出してください。
→協会は、「精算払請求」を受け付け、補助金の交付（支払）を行います。

2. 補助事業の内容

低炭素型な賃貸住宅を新築又は改築し、当該賃貸住宅について広く一般に環境性能を表示し周知を図る事業を補助対象とします。その際、(2)の要件を満たすことに寄与する空調、給湯、照明設備等を導入するために要する費用の一部を補助します。

(1) 補助事業の対象となる賃貸住宅

広く一般の消費者を対象とした民間賃貸住宅（個人や民間企業が賃貸する目的で建設した住宅で、社宅の給与住宅を除いた住宅。給与住宅とは、社宅、公務員住宅のように、会社・団体・官公庁が所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。）であり、かつ専用住宅（住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅）が補助対象となります。会社・学校等の寮・寄宿舍、旅館、宿泊所等は、住宅にあたらないため、補助対象外とします。

※一戸建（一つの建物が1住宅であるもの）、長屋建（二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの）、共同住宅（一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段を共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの）は問いません。

※住宅とは、一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものを言います。ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態を言います。また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることを言います。①一つ以上の居住室、②専用の炊事用流し(台所)、③専用のトイレ、④専用の出入口（②③については、共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。また、④は、屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口を言います。）

(2) 補助要件、補助対象経費、補助率、補助金の上限額

本事業は、ア及びイの要件を満たす賃貸住戸（以下、個別の住宅を指す場合には「住戸」という。）の新築又は改築にあたり、ウの要件を満たす設備を導入する場合のエの経費に対して、オに示す補助率及び上限額の範囲内で補助金を交付する。

なお、長屋建、共同住宅において、新築の場合は、当該建物の全ての賃貸住戸、改築の場合はすべてまたは一部の賃貸住戸を対象として申請するものとする。

ア 賃貸住戸の環境性能に関する要件

本事業の対象となるすべての賃貸住戸が、(ア)または(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 新築の場合

当該建物のすべての賃貸住戸が、次のaまたはbを満たすこと。

- a 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準(以下「性能基準」という。)に適合し、かつ、設計時の省エネルギー性能指標 (Building Energy

Index。以下「BEI」という。詳細は後述。)が0.8以下であること(再生可能エネルギーの自家消費分の参入が可能)。

- b 建築物省エネ法の性能基準に適合し、かつ、BEIが0.9以下であること(再生可能エネルギーの自家消費分の算入不可)。

(イ) 改築の場合

申請対象のすべての賃貸住戸が、次のaまたはbを満たすこと。

- a 改築により、BEIが0.9以下になり、かつ現状と比較し10%以上BEIが向上していること(再生可能エネルギーの自家消費分の算入不可)。
- b 改築により、BEIが1.0以下になり、かつ現状と比較し10%以上BEIが向上していること(再生可能エネルギーの自家消費分の算入不可)。

イ 賃貸住戸の表示に関する要件

本事業で新築・改築された賃貸住戸については、当該賃貸住戸のエネルギー消費性能等(以下「環境性能」という。)を表示し、広く一般に周知を図ること。

建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針告示(建築物省エネ法第7条の省エネ性能表示ガイドライン)を参考とし、以下の事項を満たすこと。

(ア) 表示事項

賃貸住戸ごとに建築物省エネルギー性能表示制度(以下「BELS」という。詳細は後述。)の評価書を取得し、環境性能を表示すること。

(イ) 表示方法

補助を受けた事業者は、当該賃貸住戸の環境性能を、広く消費者(借主)に対し、チラシやインターネットなどを利用して効果的にPR(入居者募集等)を行うこと。

- (例)・賃貸住宅管理事業者等を介して入居者に対して環境性能を説明する。
- ・住棟や住戸の入口に、居住者(入居者)以外の者にわかるよう環境性能を表示する。

ウ 補助対象設備としての要件

空調設備(暖冷房設備)、給湯設備、照明設備、換気設備、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、コージェネレーションシステム、蓄電池、開口部(窓・サッシ・玄関ドア)等、設備種別ごとに定められた要件を満たすこと。詳細は別添(補助対象経費の範囲)の「3 補助対象となる設備等費の範囲」を参照。

エ 補助対象経費

- ・(2)アの要件を満たすことに寄与する給湯、空調、照明設備等の購入に要する経費(材料費)
 - ・補助対象設備等の設置に不可欠な工事に要する経費(共用部を除く)であり、他の経費と明確に区分できる経費(労務費等)
 - ・BELS評価手続きに要する経費(事務費)
- 詳細は別添(補助対象経費の範囲)の別表第2、第3を参照。

オ 補助金の交付額

- a 補助率1/2(上限額:60万円/戸)

(2)アのうち(ア)a又は(イ)aの性能要件を満足し、(2)イの表示を行う場合

- b 補助率1/3(上限額:30万円/戸)

(2) イのうち (ア) b 又は (イ) b の性能要件を満足し、(2) イの表示を行う場合

詳細は別添(補助対象経費の範囲)の別表第1を参照。

参考：環境性能要件と補助率等の関係

	新築	改築
補助率：1/2 上限：60万円/戸	【要件】 エネルギー性能基準に適合し、かつ BEI が 0.8 以下であること。	【要件】 BEI が 0.9 以下であること。 ※現状と比較して 10%以上 BEI が向上していること。 (BEI の算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除く)
補助率：1/3 上限：30万円/戸	【要件】 エネルギー性能基準に適合し、かつ BEI が 0.9 以下であること。 (BEI の算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除く)	【要件】 BEI が 1.0 以下であること。 ※現状と比較して 10%以上 BEI が向上していること。 (BEI の算出にあたり再生可能エネルギーの自家消費分の算入は除く)

(3) 設計時の省エネルギー性能指標 (BEI) の計算方法

BEI とは「設計一次エネルギー消費量」を「基準一次エネルギー消費量」で除した値であり、次式により算出する。

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量(家電調理等除く)}}{\text{基準一次エネルギー消費量(家電調理等除く)}}$$

なお、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の計算は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」(国立研究開発法人 建築研究所)のホームページに公開される「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」(以下「Webプログラム」という。)により算出する。

※解

説：http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf

※設計一次エネルギー消費量算定方法：<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

エネルギー消費計算は、その計算根拠を示し計算を行うこと。

(4) 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)

BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) は、国土交通省が定める「建築物の省エネ性能表示のガイドライン」に基づく第三者認証表示制度。第三者評価機関が新築・既存の建築物における省エネルギー性能を評価し認証するもの。

詳細は、国土交通省のホームページの「建築物省エネ法の表示制度のページ」を参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html

(5) 補助事業に応募できる者

ア 新築又は改築する賃貸住戸の所有者

日本国内で事業を営んでいる、以下のいずれかの者

- ① 民間企業
- ② 個人事業主
- ③ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ④ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

イ (2)の要件を満たす設備をアにファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

※ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を申請者とし、賃貸住戸の所有者との共同申請とする。また、この場合はリース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を証明できる書類の提示を条件とする。

ア、イのいずれの場合も、申請書類に関する協会からの問合せや依頼、建築に関する技術的な問合せ等のすべてを応募申請者に対応いただきます。

ただし、賃貸住戸を建設、設計等する法人、賃貸住宅管理業の登録を受けた法人等の建築物省エネ法に関する知識を有する者による**申請手続きの代行も可能とします**。その場合は、協会からの問合せ、依頼等のすべてについて申請手続きの代行を行う者(以下、「**手続代行者**」という。)に対応いただきます。また、手続代行者には、採択後の交付申請から事業完了及び事業完了後の事業報告まで対応いただきます。(採択通知、交付決定通知等の正式な通知書面は申請者に送付します。)なお、応募申請後に手続代行者を変更することは原則認めません。

3. 補助金対象事業の選定

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された実施計画等をもとに書類審査を行います。まず、補助要件を満足していることを確認するため、以下の項目等について審査を行います。その後、補助要件確認審査を通過した申請に関して、審査委員会において承認された審査基準（補助対象事業の一次エネルギー消費量の削減率に関する指標（B E I）、二酸化炭素削減に係る費用対効果、環境性能のP Rの効果性・モデル性等に関する審査基準）に基づいて厳正な審査を行い、予算の範囲内で補助事業の選定を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

【協会による補助要件確認審査の内容】

- ・公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること。
- ・必要な書類が添付されていること。
- ・書類に必要な内容が事実通り、根拠に基づき記載されていること。
- ・事業を確実に実施できる体制、経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

4. 応募に当たっての留意事項

- (1) 虚偽の応募に対する措置、応募申請内容の変更等
応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取り消し、交付決定の取り消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。また、採択後、応募申請内容の変更は原則認めません。
設計内容を十分に検討のうえ応募申請願います。
- (2) 応募単位の取扱い
一つの建物で複数戸を補助対象として申請をする場合は、建物毎に申請を行ってください。(長屋建、共同住宅においては、**新築の場合は、当該建物の賃貸対象となるすべての住戸**、改築の場合はすべて、または一部の賃貸住戸を申請してください。)
また、建築所在地が異なる複数の建物について申請する場合、各々の建物ごとに申請を行ってください。
- (3) 補助事業の開始と完了
採択後に交付申請を行い、交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。
※契約・発注等を行った時点をもって事業開始日とします。交付決定以前に着手した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
また、事業完了期限は平成29年1月31日です。
※工事請負業者等に対しての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とします。
- (4) 事業期間
補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。
ただし、補助事業の工程上、単年度では補助事業の完了が不可能であり、かつ以下の要件を満たすことを前提として、補助事業の実施期間を2年以内とすることができます。
・応募申請時に導入する設備と事業費を年度毎に明確に区分した実施計画書が提出されること。
・年度毎に交付申請を行い、交付決定を受けること。
・年度毎に交付決定後に、工事請負業者等との契約を締結し、当該年度の事業を開始すること。(2年度目の補助事業は2年度目の交付決定日以降に開始。) 工事請負業者との複数年度に渡る契約は補助対象として認めない。
・年度毎に補助対象設備を購入・設置し、補助対象経費の支払いを行うこと。設備の購入だけで設置を同一年度内に完了・支払いに至らない内容の契約を締結する場合、実際に設置に至らなかった場合は、補助対象として認めない。
- 年度毎の交付決定にあたり、次年度の交付決定を保証するものではありません。
また、複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。
- (5) 他の補助事業との関係
補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)と重複する対象費用を含むことはできません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(6) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び補助事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

(7) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省「賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業」によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示するようにする必要があります。

(8) その他

採択された申請者は、交付申請時に「所定の省エネルギー性能 に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書」及び「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要がありますので、その内容を十分に理解したうえで申請を行ってください。（様式は、本公募要領の巻末をご参照ください。）

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式1に記載するとおりです。

応募書類のうち、様式1、様式2、様式3及び様式4については、必ず協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

応募は建物単位で行ってください。

また、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリング等を実施させていただく場合があります。その際、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承下さい。

(2) 公募期間

平成28年7月4日（月）から7月21日（木） 17：00迄

(3) 提出部数

(1)の書類（紙媒体）を1部、（様式1（別添を含む）、様式2、様式3及び様式4）を提出して下さい。（ファイリングは不要ですが、2つ穴の紐とじとしてください。）

加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1部を提出してください。（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載するとともに、電子ファイルが紙媒体と同じ順番で並ぶようなファイル名にしてください。）

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 提出方法及び提出先

原則、郵送により提出先へ提出して下さい。（書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。）上記公募期間内に必着のこと。

提出書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び「平成28年度賃貸住宅における省CO2促進モデル事業 応募書類」と朱書きで明記して下さい。

<提出先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル6階

TEL：03-3502-0704

(5) 手続代行者について

補助金の応募申請を行う者（以下「申請者」という。）は、申請の手続を第三者に依頼することができます。手続代行者は、賃貸住宅を建設・設計等する法人、賃貸住宅管理業者の登録を受けた法人等、建築物省エネ法の知識を有し、BEIの算出やBELSの取得方法を理解しており、協会からの問い合わせや依頼に確実に対応できる者としてください。そして、手続代行者は申請者から依頼された内容について、間違いや不備のないよう申請を行ってください。なお、採択通知等の正式な通知については、申請者に送付します。

また、手続代行者の有無にかかわらず、平日の日中（10:00～12:00、13:00～17:00）に必ず電話、E-mail等で連絡がとれるようにしてください。

(6) 事業スケジュール

	年間予定	申請者 (補助事業者)	協会
公募 手続	<p>公募期間 (7月4日～7月21日)</p> <p>審査期間 (～8月上旬)</p>	<p>応募書類の提出</p> <p>通知書の受領</p>	<p>審査</p> <p>採択・不採択通知書の発出</p>
交付 手続	<p>交付決定 (8月以降順次)</p>	<p>交付申請書の提出</p> <p>交付決定通知書の受領</p>	<p>審査</p> <p>交付決定通知書の発出</p>
事業 実施	<p>～1月末</p>	<p>(交付決定日以降) 契約 (事業開始)</p> <p>工事</p> <p>支払い完了 (事業完了)</p>	<p>必要に応じ 現地調査</p>
実績 報告・ 補助金 支払い	<p>～2月10日</p> <p>～3月末</p>	<p>完了実績報告書の提出</p> <p>交付額確定通知書の受領</p> <p>精算払請求書の提出</p> <p>補助金の入金</p>	<p>審査</p> <p>交付額確定通知書の発出</p> <p>補助金の交付</p>
事業 報告書	<p>《事業実施年度と その後3年間》 ～<u>翌年度</u>4月末</p>	<p>事業報告書 提出</p>	

6. 問い合わせ先

公募全般に対する問合せは、原則として電子メールにてお願いします。

E-mail : chintai28@lcspa.jp

メールの件名に、お名前、事業名を記入くださるようお願いいたします。

例：「【株式会社〇〇〇】賃貸住宅における省 C02 促進モデル事業 問い合わせ」

<担当部門>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

TEL : 03-3502-0704

山村、本戸、飯島

<問い合わせ期間>

平成28年7月4日（月）～7月15日（金）

別添（補助対象経費の範囲）

1 補助対象経費の区分

(1) 設備等費

(2) 工事費（補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費）

2 全体事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・補助申請者に所有権のあるもの。
- ・導入する設備等はすべて新品に限る。

3 補助対象となる設備等費の範囲

項目（設備）		説明（補助要件）																																			
開口部 （窓・サッシ・玄関ドア）		<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分に応じて下表の物性値以下となる開口部性能を有するもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">地域区分</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱貫流率 [W/m²K]</td> <td colspan="3">1.90 以下</td> <td>2.91 以下</td> <td colspan="4">4.07 以下</td> </tr> <tr> <td>日射熱取得率 [-]</td> <td colspan="7">なし</td> <td>0.68 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建具の仕様：二重構造以上の建具であるか、一重構造の場合は木製又はプラスチック製、もしくは木又はプラスチックと金属の複合材料製、または金属製熱遮断構造であるものとする。</p>		地域区分								1	2	3	4	5	6	7	8	熱貫流率 [W/m ² K]	1.90 以下			2.91 以下	4.07 以下				日射熱取得率 [-]	なし							0.68 以下
	地域区分																																				
	1	2	3	4	5	6	7	8																													
熱貫流率 [W/m ² K]	1.90 以下			2.91 以下	4.07 以下																																
日射熱取得率 [-]	なし							0.68 以下																													
暖冷房設備 （空調設備）	ルームエアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコンとは以下のものをいう。 エネルギー消費効率が、建築研究所がホームページで公開する冷房効率（い）を満たすもの注）又は省エネ基準達成率121%以上（統一省エネラベル5つ星以上）注） 出典「一次エネルギー消費量算定プログラム解説（住宅編）」 http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf 																																			
	温水式パネルラジエーター	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源機器が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型（エネルギー消費効率（暖房部熱効率）が87%以上のもの）、電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機に限る。 ・温水配管に断熱被覆を行うこと。 																																			
	温水式床暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・石油及びガス温水式床暖房（潜熱回収型、エネルギー消費効率（暖房部熱効率）が87%以上のもの）、電気温水式床暖房（暖房温水専用の電気ヒートポンプ式熱源機）に限る。 ・配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。 																																			
	HP式セントラル空調システム	<p>地域区分別に下記の性能を有するものに限る。</p> <p><暖房></p> <p>1・2地域：COP3.0以上 3・4地域：COP3.3以上 5・6・7地域：COP3.7以上 8地域：-</p>																																			

		<p><冷房> 4・5・6・7・8地域：COP3.3以上</p>
換気設備	ダクト式換気設備	顕熱交換効率が65%以上の設備又はDCモーターで動くタイプ
	壁付けファン (給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン)	比消費電力が0.2W/(m ³ /h)以下のものとする。
給湯設備		ガス瞬間式給湯器(潜熱回収型)、石油瞬間式給湯器(潜熱回収型)、ガスエンジン給湯器、電気温水器(ヒートポンプ式)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機を対象とする。
照明設備		LED照明器具(LED電球,直管形LEDランプ交換は対象外)一定の省エネ効果のある機器に限る(※1,※2)
太陽光発電システム(※3)		<p>太陽電池モジュールのセル実効変換効率(モジュール化後のセル実効変換効率※)が以下に示す数値以上であること。</p> <p>シリコン単結晶系太陽電池：16.0% シリコン多結晶系太陽電池：15.0% シリコン薄膜系太陽電池：8.5% 化合物系太陽電池：12.0%</p> <p>※セル実効変換効率 =モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面積*放射照度) *太陽電池セルの合計面積 =1セルの全面積×1モジュールセルの数</p>
蓄電池		太陽光発電システム等と一体的に構成され用いられる機器であること。
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JISA4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JISA4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)。
コージェネレーションシステム		<ul style="list-style-type: none"> ・固体高分子形燃料電池についてはJIS基準(JISC8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)およびLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 ・固体酸化物形燃料電池については、JIS基準(JISC8841:2010小型固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱

	<p>量基準（LHV基準）の発電効率が40%以上（高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上）およびLHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%以上）であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。</p> <p>・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JISB8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。</p>
その他の設備	<p>・一次エネルギー消費量算定プログラムを用いた省エネ率算定において省エネに資する設備等を対象とする。（手元止水機能付きの水栓等）</p>
BELS 評価・表示費用	<p>・所定の環境性能であることの第三者評価を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）（※4）</p>
備考	<p>※1 LED照明設備は安全性に充分留意すること（一般社団法人日本照明工業会 ホームページ「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用 ・照明器具改造に関する注意点」http://www.ilma.or.jp/anzen/chui/pdf/JLA2008_100715a.pdf 参照）また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。</p> <p>※2 家庭用電球形LED照明設備については、電気用品による危険や障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法（PSE法）の改正時に規制対象となる為、国が定める技術基準に適合し、その基準への適合を示す「PSEマーク」が表示されている製品を選定すること。（同法の改正は2011年7月6日に公布され、2012年7月1日から施行）</p> <p>※3 再生可能エネルギーの固定買取制度において買取の対象となる太陽光発電設備のほか、売電を行う太陽光発電設備は、本補助金の対象外とする。</p> <p>※4 交付決定後に発生する費用に限る。</p>

■ 補助対象とならない主な経費

- ・用地費等の直接建設工事に係らない費用
- ・建築工事、躯体工事
- ・省エネ、省CO2に直接的に寄与しない設備工事等（将来拡張用設備、点検口等）
- ・家電に類するもの（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、掃除機、パソコン等）
- ・共用部に係る経費
- ・再生可能エネルギーによる発電設備（固定価格買取制度（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号））により売電を行う発電設備）
- ・ブラインド、カーテン、日射調整フィルム、遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- ・消耗品等
- ・防災設備、防犯設備、昇降機設備（共用部を除く）
- ・既存機器等の移設費・処分費・冷媒ガス処理費等
- ・設計費、現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・工事費のうち明確に補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費として区分す

- ることができない経費
- ・外構工事他これに類するもの

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
賃貸住宅における省CO2促進モデル事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	<p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）に定められる、建築物エネルギー消費性能基準を満たし、かつBEIが0.8以下となる新築の場合 2分の1（ただし、算出された額が戸当たり60万円を超える場合は、戸当たり60万円とする。）</p> <p>(イ) 建築物省エネ法に定められる、建築物エネルギー消費性能基準を満たし、かつBEIが0.9以下となる新築の場合 3分の1（ただし、算出された額が戸当たり30万円を超える場合は、戸当たり30万円とする。）</p> <p>(ウ) BEIが0.9以下となる改築の場合 2分の1（ただし、算出された額が戸当たり60万円を超える場合は、戸当たり60万円とする。）</p> <p>(エ) BEIが1.0以下となる改築の場合 3分の1（ただし、算出された額が戸当たり30万円を超える場合は、戸当たり30万円とする。）</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料等） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。	
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。

設備費 事務費	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>												
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%	
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。（BELS 評価費用）
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。（BELS 評価結果表示費用）

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、「賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業」の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により採択された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます。(申請手続等は交付規程を参照願います。)

虚偽の内容を含む申請・報告をしてはなりません。申請内容に明らかな偽り、不正があった場合は民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識した上で、適正に手続きを行ってください。

また、補助金の対象となる費用は、原則として、平成29年1月31日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものとなります。

(2) 交付申請における手続代行者について

補助金の交付申請を行う者(以下「申請者」という。)は、申請の手続について第三者に依頼することができます。交付申請の手続代行者は、原則、応募申請の手続代行者と同じにしてください。

(3) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む)の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

エ 補助要件を踏まえた上で交付額の精査を行う。

(4) 事業の開始

補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に、契約・発注を行い、事業を開始してください。

交付決定後、事業内容の変更は原則認められません。特に、住戸としての環境性能、事業効果が低下するような変更は認められません。

事業の実施にあたり、交付申請書に記載した内容から変更が生じる場合は、事前に協会まで申し出てください。

(5) 事業の完了

事業完了期限は、平成29年1月31日です。事業完了期限までに工事請負業者等への支払を行い、事業を完了してください。事業完了の日から起算して30日を経過した日または平成29年2月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛てに提出いただきます。

(6) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果は公表する場合があります。

(7) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の事業の効果等について、事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

具体的には、事業完了後、当該賃貸住戸の環境性能を、広く消費者（借主）に対してチラシやインターネット等を利用して効果的にPR（入居者募集等）を行った方法と、賃貸入居後の電力、ガスなどのエネルギー使用量を報告すること。

なお、報告いただいた内容は、個人事業主も含め、個人情報を除いた上で公表する場合があります。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 事業実施にあたり

補助事業者が工事請負業者等との委託契約等を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該事業期間中に対価の支払い及び精算が行われること。

(3) 完了実績報告及び書類審査等

協会は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、

他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(4) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(5) 取得財産の管理について

補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、適切な維持管理を講じる必要があります。

補助事業者は、補助金受領日から6年以内（単価、又は一式50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで）に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けることなしに処分してはなりません。事前に協会に相談ください。必要な手続きのうえ、補助金相当額の納付等の条件を附して処分を認めることがあります。

補助対象となる賃貸住戸を、広く一般の消費者向けに継続的に賃貸しなくなる場合、事業承継・相続などにより所有者が変更となる場合も処分に該当します。

なお、取得財産等には、「賃貸住宅における省CO2促進モデル事業」において取得した旨を明示していただきます。

(6) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

4. その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、別表第1の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

賃貸住宅における省CO2促進モデル事業 申請時提出書類一覧

提出書類等	備考	提出様式		
応募申請書		様式1		
実施計画書		様式2		
1. 申請者の概要				
2. 賃貸住戸に関する事項	賃貸住戸全体の概要			
3. エネルギー消費性能の表示と、広く一般に周知を図る取組みについて	申請住戸の効果、PR方法、導入設備等			
4. 補助対象経費等の額				
5. 事業の効果				
6. 事業実施のスケジュール				
7. 資金計画				
8. 事業実施に関する事項				
9. 設備の保守計画	保守計画及び光熱(エネルギー)の測定(若しくは回収)計画についても記載			
経費内訳	複数年度計画事業の場合は、応募時に年度毎の事業費を明確に区分した実施計画書を提出すること。	様式3		
交付要件等確認書		様式4		
添付書類				
申請賃貸住戸の一次エネルギー消費量/削減率の算出(個票)	改築の場合も提出すること。	別添1		
申請賃貸住戸の開口部・導入設備の仕様(個票)		別添2		
住戸の外皮性能計算書	国立研究開発法人 建築研究所 HP 内の住宅・住戸の外皮性能計算プログラムによる計算結果を提出すること。ただし、外皮計算に用いた部位ごとの熱貫流率、及び面積の根拠書類は不要。申請するすべての賃貸住戸分を提出。	左記プログラムの出力様式(添付1)	Ver. 2.1.2によるものとする。なお、同内容であれば、独自の様式も可とする。	
一次エネルギー消費量算定プログラム計算結果	国立研究開発法人 建築研究所 HP 内の一次エネルギー消費量算定プログラムによる計算結果を提出すること。申請するすべての賃貸住戸分を提出。	左記プログラムの出力様式(添付2)	Ver. 2.0 または Ver. 1.15.3 によるものとする。	
付近見取図		様式自由	BELS 評価の申請時に添付する書類と同等のもの、もしくはその概要がわかる資料を提出すること。	
配置図		様式自由		
仕様書(仕上げ表含む)		様式自由		
各階平面図		様式自由		
床面積求積図		様式自由		
用途別床面積表		様式自由		
立面図		様式自由		
断面図又は矩計図		様式自由		
各部詳細図		様式自由		
機器表(住戸部)		様式自由		
各種設備図(住戸部)		様式自由		
補助対象とする住戸内設備機器の性能確認資料	第三者試験機関が発行する試験成績書等、第三者試験機関が発行する試験等の審査結果報告書(証明書)等、またはカタログ、仕様書、取り扱い説明書。	様式自由		住棟でまとめて申請するため、同様の機器の場合の確認資料は、まとめてよいものとする。 A 設備: 101号室、102号室 B 設備: 201号室、303号室等
見積り根拠資料	様式3の根拠書類となるもの	様式自由		
その他申請に必要な書類	業務概要、定款又は寄付行為、直近2期貸借対照表、直近2期損益計算書、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し。 (個人事業主の場合、印鑑登録証明書(原本)、住民票(原本)、住宅メーカー等が作成した資金計画・収支計画等)	様式自由	民間企業、個人事業主等に応じて提出すること。	

(参考) ※応募申請時には提出する必要はありません。

所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書

1. 所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと

本事業が交付決定を受けた場合は、補助事業の対象となる住戸が、新築又は改築後に所定のエネルギー性能であることの第三者評価を受け、その評価結果を交付決定後に速やかに提出します。また、所定の省エネルギー性能を満足していない場合は、補助金の交付を受けないことを確約します。

2. 省エネルギー性能の表示

事業完了後に、第三者評価を受けた評価結果を広く一般に周知を図ります。建築物エネルギー消費性能の表示に関する指針告示（建築物省エネ法第7条の省エネ性能表示ガイドライン）を参考とし、当該賃貸住戸の環境性能を、広く消費者（借主）に対し、チラシやインターネット等利用して効果的にPR（入居者募集等）を行うことを確約します。

3. 補助事業の対象住戸を賃貸目的で利用すること

補助事業の対象住戸を広く一般の消費者向けに継続的に賃貸することを確約します。なお、当該目的で保有しなくなる場合、譲渡する場合等は事前に協会に相談の上、必要な手続きをとりま

す。
本事業の申請者である（代表者名）_____は、上記3項目について内容を確認し実施することを確約した上で、本補助事業の申請を行います。

事業名	賃貸住宅における省CO2促進モデル事業	
建物名		申請賃貸住戸数： 戸

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

手続代行者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

(参考) ※応募申請時には提出する必要はありません。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

平成 年 月 日

申請者氏名 _____ 印

共同申請者氏名 _____

共同申請者氏名 _____

(参考) ※応募申請時には提出する必要はありません。

暴力団排除に関する誓約事項
役員名簿

法人・団体名等 : _____

氏名 (漢字)	氏名 (カナ)	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		

- (注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただしリース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。
- (注2) 法人・団体とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。
- (注3) 役員名簿については、氏名 (漢字) (全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名 (カナ) (全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日 (数字は2桁全角)、性別、役職名を記載すること。また、外国人については、氏名 (漢字) 欄には、アルファベットを、氏名 (カナ) 欄には当該のアルファベットのカナ読みを記載すること。